

平成27年第3回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成27年 7月31日 開会

平成27年 7月31日 閉会

東吾妻町議会

平成27年東吾妻町議会第3回臨時会会議録目次

第1号（7月31日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	7
○議案第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	9
○閉会について	23
○閉会の宣告	24
○署名議員	25

平成27年東吾妻町議会第3回臨時会

議事日程(第1号)

平成27年7月31日(金)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第2号 東吾妻町国民宿舎条例を廃止する条例について
- 第4 議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)
- 第5 議案第3号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	一場明夫君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹渕博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君
9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君	14番	浦野政衛君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	三枝仁君

税務課長	丸山和政君	農林課長	松井秀之君
建設課長	高橋修君	上下水道課長	土屋利夫君
会計課長兼 会計管理	荒木博之君	教育課長	角田豊君

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長 議係	水出淳
--------	------	--------------	-----

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

連日暑い日が続いておりますが、本日ここに平成27年第3回臨時会が招集されましたところ、公私ともにお忙しい中ご参集をいただき開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本日の臨時会は、条例の廃止1件、補正予算1件、工事請負契約の締結1件の計3件が付されております。十分な審議をお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、開会に当たっての挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成27年第3回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

暑さ厳しき折ではございますが、議員各位には、何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会では、東吾妻町国民宿舎条例を廃止する条例、平成27年度東吾妻町一般会計補正予算及び工事請負契約の締結についての3件を提案させていただくものでございます。提案理由につきましては、別に説明させていただきますが、慎重審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成27年第3回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、8番、樹下啓示議員、9番、山田信行議員、10番、茂木恒二議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第2号 東吾妻町国民宿舎条例を廃止する条例について

てを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第2号 東吾妻町国民宿舎条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

国民宿舎榛名吾妻荘は、指定管理期間の満了に伴って町に返還され、現在は休館になっておりますが、同施設のあり方について検討を重ねてきた結果、国民宿舎事業の廃止を決定し、東吾妻町国民宿舎条例の廃止を行うものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

地域政策課長。

○地域政策課長(浅見梅雄君) おはようございます。地域政策課長の浅見です。

それでは説明を申し上げます。

国民宿舎吾妻荘は、平成22年2月、民間のノウハウを活用することによって、管理運営費の削減や施設利用者のサービスの向上、町の事務事業の効率化などを目的として、指定管理者制度を導入し、民間事業者に管理運営を委ねてきました。

しかしながら、国民宿舎の最大の魅力であった利用料金などは、民間ホテルなども低料金が進み施設利用者が伸びず、また榛名湖畔の立地条件から慢性的な従業員不足を抱え、施設設備の老朽化に伴う維持管理費の増大が懸念されたり、東日本大震災の影響や社会情勢の変化の中で採算性の不安など、民間事業者のノウハウをもってしても、今後の運営に期待が持てないことを理由に、平成27年1月31日の指定管理者による指定期間の満了をもって町に返還され、以来休館となっております。

この施設のあり方については、ここ数年の施設の利用状況や収支状況などをもとに、幾つかの施設のあり方などの選択肢を踏まえ、慎重に調査検討を進めてきましたが、国民宿舎事業を継続しても施設の維持管理費はふえることが予想され、町の財政負担の増加が懸念されることや、施設利用者も減少しており、今後の収支の改善が望めないこと、町民の利用については一時期の半減になっていること、全国的にも国民宿舎は年々減少していること、また新館建設時に借り入れた起債の償還も終了したこともあり、国民宿舎事業の廃止が妥当と判

断して、町の最終的な方向性を決定するため、公共施設あり方検討委員会に国民宿舎事業の廃止について諮問いたしました。公共施設あり方検討委員会では、町の検討状況を報告し、慎重な審議の結果、6月17日に国民宿舎事業の廃止については適当と思われる答申をいただきました。

これらの結果を踏まえ、国民宿舎事業の廃止を決定し、東吾妻町国民宿舎条例並びに同施行規則について廃止を行うものです。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 受け入れ先の高崎市では、教育目的ということで使われるということですが、ということを知っていますが、当町の子供たちも利用できるような仕組みになっているのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 今回の議案は、条例廃止ということをお願いしているわけなんですけれども、青柳議員の子供の今後になりますけれども、今町内の子供たちも同じ条件で利用いただけないかということではお願いはしております。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 今後の話になると思いますが、そのような方向でお願いします。終わります。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 2番から6番起立、8番から14番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第4、議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに3,964万円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億2,824万8,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、特別養護老人ホームいわびつ荘の増床事業に伴う補正が主な内容でございます。

詳細につきましては、企画課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、企画課長ほか担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、私のほうから事業概要も含め、補正予算についてご説明させていただきます。

それでは1ページをお願いいたします。

第1条でございますが、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,964万円を追加をして、歳入歳出の総額をそれぞれ85億2,824万8,000円とするお願いでございます。

第2条ですけれども、地方債の補正でございます。

2ページの2表をお願いいたします。

地方債の追加でございますが、特別養護老人ホーム増床事業として1,660万円の限度額の

追加を行うものでございます。

それでは4ページをお願いいたします。

最初に歳入でございますけれども、10款地方交付税の留保分、これは余裕分でございますけれども、から92万4,000円、15款2項県補助金として2,211万6,000円、21款1項町債として合併特例債でございますけれども、1,660万円を財源として充当するものでございます。

歳出でございますが、3款1項社会福祉費3,964万円の追加でございます。内容は、工事請負費及び備品購入費、測量・設計・監理委託等でございます。

補正の内容でございますが、第6期東吾妻町高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び第6期の群馬県高齢者保健福祉計画に基づいて、平成27年度において特別養護老人ホームいわびつ荘の入所定数を6床増床し、56床に改修するものということでございます。

現在、当町の施設入所希望の待機者は88名であり、施設入所者は約110名の方が利用していると伺っております。入所者の内訳でございますが、いわびつ荘に50名、すいせんの里に30名、町外の施設に30名という状況のこのようです。

このタイミングでの補正のお願いでございますが、当初6床の増床につきましては、現在のショートステイの6床分を長期入所用に変更する計画予定でございました。改修しての増床は予定しておりませんでしたので、当初予算にも予算の改修費の計上はされていないところでございます。

しかし、ショートステイ6床分を長期入所用に変更する計画でございますが、現在のいわびつ荘入所者の1人当たりの床面積が8.5平米ですので、これだと基準居住面積である10.65平米以上がクリアできない、そういったことが判明されました。いわびつ荘は開所当時の基準面積である8.25平米は満たしておるんですけども、平成7年に改正をされました居住床面積である10.65平米以上の基準に満たないため、6床分の増床につきましては改修が必要になると、そういったことでございます。

増床の場所につきましては、在宅介護支援センターを改修し増床をする、そういった計画でございます。これにつきましては、本日図面を添付しておりますので、参照していただければというふうに思います。

このたび県におきまして、群馬県高齢者保健福祉計画に基づきまして施設整備の指定がされたため、補助金を受けられることになりました。また工期の関係等もありますので、今臨時会でのお願いになった次第でございます。どうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 説明は終わりました。

質疑を行います。

ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

旧坂上中学校を坂上小学校とするための旧坂上中学校改修工事の請負契約締結のお願いでございます。

7月23日に3者によります条件つき一般競争入札の結果、池原工業株式会社が落札し、請負金額1億508万4,000円で仮契約を締結しております。工期につきましては、平成28年2月24日までを予定しております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（角田 豊君） お世話になります。

旧坂上中学校改修工事につきましては、老朽化した坂上小学校が移転するための改修工事であります。

添付の1階から4階までの平面図4枚ございます。そちらをごらんください。

それぞれ上段が改修前、下段が改修後の比較となっております。下段、改修後の着色してある部分が改修増築の箇所でございます。

まず、各階共通の改修箇所ではありますが、東西2カ所の階段の改修、水飲み、手洗いの改修、トイレの洋式化、普通教室の教壇撤去と上下スライド黒板の新設、屋外避難階段の手すりの改修、ベランダ転落防止対策、防火シャッター・防火扉改修等であります。

1枚目の1階の関係であります。

図面左の赤く着色してある部分ではありますが、配膳室の増築であります。これは給食運搬車の受け口として増築するということでもあります。その右、廊下南の調理室と一番右の理科室につきましては、調理台、実験台を小学生用に変えるものです。北側右階段左の生徒会室を保健準備室へ改修、階段右の暗室を多目的トイレに改修いたします。その右、屋外になりますが、既存の浄化槽、雑排水処理槽等を撤去いたします。

次の2枚目、2階になります。

左の特学教室の隣になりますが、資料室を職員用の男女更衣室へ改修、右端の美術室、美術準備室、購買、教育相談室を普通教室2教室への改修であります。ここが1、2年生の教室となります。職員更衣室を職員トイレへ改修という内容でございます。これが2階の改修の内容でございます。

3階、4階につきましては、初めに申し上げました各階共通の改修項目であります。

工期につきましては、町長が申し上げたように、平成28年2月24日を予定しております。

以上で説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） これまでの本会議や文教厚生常任委員会での教育委員会の説明、また答弁等におきまして、当初の理由と突然変わってきているように思われることなので、本日の工事請負契約締結の決議をする前に、最終確認をしたいというふうに思いますので、明確に答えていただきたいというふうに存じます。

まず、関連質問等にもなり得るんだと思うんですが、お許しいただきたいというふうに思っております。町長や教育長は、中学校統合につきましては、適正規模の論理により統合を進めてきたように思います。議会で坂上小学校についてはみずから提案をして、そして議決されている町の基本計画に反して、そして当面は統合しないというようなことに方針を切りかえて、今回の工事請負契約の締結案件を提出しているというふうに思われます。

今回は、どのタイミングで統合するのか、またもしくはしないのかが、この工事を行うかどうかの判断というものにも大きな影響を感じえません。まずその点を確認したいと思えます。

町長にお伺いしたいのですが、今後管内の小学校の統合はするのか、しないのか、まず明確に答えていただきたい。そして、私は5月からの議員でありますけれども、調べたところ、3月の定例会から4カ月たったわけでありますので、統合するのであればいつするのか、具体的に答えていただきたい。まずその辺についてお伺いしたいと思えます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 小学校の統合についてということでございますけれども、これにつきましては、既に前回までの議会の中で、たびたびの答弁を行っておるところでございます。今年度、教育委員会の中で、東吾妻町課題検討協議会を設立して、その中で統合中の検証、また小学校の統合、通学方法等につきまして協議を行い、その状況判断の中で小学校統合について検討がなされ、具体的な時期等の協議を進める中で出てくるのかというふうに思っております。

しかし、現在のところ状況によりますと、小学校の統合につきましては、まだここ数年で行うというふうな状況にはないというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 今、明言できないというような答弁ございました。

さて、私が調べたところによりますと、3月定例会でその同僚議員が、統合についてははっきりとした方向性を出した上で事業執行をなされるべきではないかという質問に対して答弁ございました。教育長は、学校課題検討協議会という諮問機関で協議をして、その後教育委員会や町部局とも十分協議をして考えていきたいと答弁したように記録されております。少なくとも、協議会で、坂上小は統合しないで坂上中を改修して移転することが適当であると、そのような判断が出たのならともかく、過日の文教厚生常任委員会で、その協議会で実質的な協議がなされていないというような答弁をされているんだと思います。

教育長にお伺いしたいんですが、4カ月も期間があったわけですけれども、実質協議なされなかった。一度行って1時間程度のという閑話程度だと思いますけれども、されたというような報告がありましたけれども、その辺は問題ないのでしょうか。ちょっとご答弁をお願いします。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 問題はないというふうに受けとめております。

その課題検討協議会の中でそういう話題が出たわけですけれども、しばらくはもう少しという発言がありましたので、短時間の中だったんですけれども、まだ十分に小学校の統合というところまでいくという雰囲気ではないというふうに、私自身は受けとめたわけでございます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 学校課題検討協議会というものが、この4カ月の中で坂上中学校を小学校にするというような計画があったわけですから、そういったものもしっかりと協議をなされるべきではなかったのかなというふうに思っております。

というのは、やはり計画性のない行政執行につきましては、やはり税金の無駄遣いという可能性が高いものと思われま。せめてしっかりと、こういった全体の意味でなくても、やはり1億円からの予算をかけるわけですから、方向性を出してからやるべきではないのかなというふうに思っております。

そういった中で、町長にお伺いしたいと思いますけれども、坂上小学校を改修して使わないという絶対的な条件というのは何なんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在の坂上小学校、大変老朽化も進んでおりまして、また耐震的にも問題の部分もあるというふうなところでございます。非常に臭気も出てくるような状況もあ

ると聞いております。

そのような中で、子供たちに教育をなす上で、他の地区の小学校と比べて、公平なよい教育ができるかという、それはなかなか難しいのだと思います。やはり坂上中学校を改修して、子供たちが元気に、そしてよい教育が受けられるような、そういう施設をつくる必要だというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） それではちょっと話題を変えます。この関連です。

過日、文教厚生常任委員会で委員会をさせていただきました。課長が現在の小学校の校舎は耐震性に問題がある、今も町長のほうも答弁ございましたけれども、その改修に7,000万円程度かかるという報告がございまして、その詳細については、その委員会においては明確でなかったために、後でその資料請求をさせていただきました。

そういった中で、この7,000万円というのは、この間の委員会で突然出てきた話でございます。最初は会議録を調査してみました。2階建ての校舎についてはIs値が文科省の示す0.6に対して0.5となっており、耐震上問題がある。その上に校舎が老朽化して、トイレ等が汚れて、照明も暗く、最悪な条件下では他の学校と公平性を欠く。これは今の町長にも答弁ございました。そのような理由だったと思います。

しかし、前々回の会期中の文教厚生常任委員会で現地調査を行いました。そこで現地での説明は、基本的には昨年全国の何とかという大会があって、今言われたことというのはほとんど改修されているんです。電気も暗くないですし、廊下もきれいになっていますし、トイレも洋風になっています。そういった条件があって、そして前々回の文教厚生常任委員会で、教育長は改修の理由として、これまでは危険だというような理由であったと思います。それを突如、安心安全のためにと公式なところで訂正をいたしました。これらを総合すると、建築の理由が二転三転したことにより、事業根拠がはっきりしなくなっているというふうに思われます。

町長。前の議会でも確認した議員がいたようですけれども、坂上小学校が危険校舎に指定されているのかどうか、明確な答弁がなかったように、調査した結果思われます。当然確認はとれているというふうに思いますが、危険校舎に指定されているのかどうか、答弁願います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 坂上小、辺地教育の関係で、検討会の会場になってということで、そ

ういう全国からの先生方をお迎えするというので、最低限の電気を取りかえたりというふうなことはしたというふうに思っております。また危険校舎に指定されているか、いないかということでございますけれども、これにつきましては指定はされておられません。

しかし、その危険校舎指定云々の話ではございませんので、これにつきましては、やはり教育をするために、子供の安全安心のためには、そういう指定の有無というふうなものにかかわらず、町としては、やっぱり子供たちの安心安全の教育のために、しっかりとした手はずはとっていかねばならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） ありがとうございます。

町長が言う安心安全、これは一番だと思います。

そういった中で、我々も紳士的に当然対応しているんです。現地調査して、私も6年前は議員でした。その当初を考えると、非常にもう老朽化されて暗くてというような状況下の中で、今回視察もさせていただきましたけれども、そういったようなことがあったということも一切聞かされていない。そしてまた現地へ行っても、これからまた話をしますけれども、トイレの部分の耐震性が保たれていないんだというような説明も一切ない。こういったものが、やはり不信感を抱くというふうに思っております。

さて、委員会では現地視察に行きました。そしてトイレや廊下も昨年改修したということで、私としても、そしてまた委員の方々も、それは全員ではないとは思いますが、当面は使用できるというふうに思い、不都合さを感じなかったというふうに報告は受けております。

むしろ、安心安全というふうにおっしゃるのであれば、1階で安心して教育活動が行える今の校舎を改修したほうが、よっぽどいいんじゃないかというふうに思われても仕方がないような状況もあるんだと思います。

さて、この辺について教育長、答弁お願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 坂上小学校は、ごらんになっていただきましたようにあのとおりなのでございますけれども、現実的には、例えば今の話の中にもトイレが出てきましたけれども、あの行った日にも子供たちがきれいに、すのこと言うんですか、渡り廊下的なああいうものを持ち上げて、丁寧に掃除してくれておりました。そういったこと等の積み重ねがあり

ますからきれいになっているんですけども、しかし、やはりあの臭気は強い時期があるということと、それから窓なんかも開けますと、こういうふうに関閉てされる窓なものですから、半分が廊下側、半分が外側というような窓であるわけです。ですから、大変子供たちがぶつかりやすい危険があるということ。それから、では網戸にということなんですけれども、網戸を設置するそういう構造上の仕組みに、当時の建築だったですから、そういう材料が使われていないということなんだと思いますけれども、網戸をつけることができない等々がありますし、あの教室も、行ってごらんになってご存じのように、出入り口が1カ所しかありません。ですから、ある意味では防犯上大変怖いな、不便だなというふうに思わざるを得ないわけです。

そういった状況等々を考えますと、旧坂上中学校を改修していただいて、小学生に明るくあそこでのびのびと学んでほしいなということをお願いしているわけです。

以上です。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） 関連でよろしいですか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） 今の坂上小学校、浄化槽につきましては、昭和47年、学校の建築の1年前、そこで設置した単独槽でありまして、昨年の浄化槽の法定点検、11条検査なんですけど、そこで浄化槽本体より汚水が漏水しているので、至急改善が必要という指摘を受けています。

これを改修するには、現在は合併浄化槽にしなければなりませんので、雑排水の処理を含めると、排水管の敷設がえが全て必要になってくるというようなことでありました。北の耐震診断をした2階建ての部分については、耐震強度が不足しているということと、その後49年ですか、建築した校舎、平屋の部分、そちらのほうは竹淵委員長、今おっしゃいましたが、老朽化はその2階建ての部分よりもっとひどいと。降水量が多いと至るところで雨漏りがすると。あとかなりひび割れ、クラックが入っていると。校舎全体に入っている。あと床もかなり傷んでいる状況があります。そういったことで、それから体育館についても雨漏りが大分するというような。

あと建具です。1階平屋の部分ですが、玄関ですとか職員室の入口、施錠しても3センチ、4センチの隙間がある、そんな状況のかなり老朽化が進んでいると。あとは湿気が多いときは、廊下が結露して危険だとか、そういう教育委員会の施設の調査でも、現地調査をした結

果がそんな状況になっておりますので、先ほど出ました2階建ての校舎の耐震補強が七千数百万円、それらの浄化槽ですか、それとその他の補修を入れると、今回の坂中の改修よりは余計かかるんだろうというふうに見込んでおります。かなり傷んでいますので、耐震だけでは子供たちが学べる環境というか、坂中を改修するよりは条件がよくなると思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 丁寧な答弁、ありがとうございます。

そのような答弁をなぜ委員会ではないのか、不思議に思うんです。わざわざ委員長として委員会を設定をして、やっぱりそういったものがあるのであれば、きちんとやっぱりそこで答弁すべきではないですか。だって、また新たなことを課長は言っているんでしょう。ちょっとその辺が不思議なんです。もっと真面目にやりましょう。本当に真面目にやってほしいと思います。

課長が過日の委員会で7,000万円という報告をしたんです、我々に。その詳細については委員会が終わってから出てきたんですが、ここに資料を求めて手元にあります。

ここに、平成21年のときに業者が耐震補強ということで、X軸、Y軸というような報告があって、1階の部分のIs値0.58を改善するには、X方向の1階に4カ所の補強プレートを設置すれば改善できると。見積もり額、概算ですけれども1,270万円ほどのようだというふうに出ています。そして説明を求めて、トイレの改修というので平成23年のときの調査通知書というのが出ているんです。これは私の手元にありますけれども、トイレの改修工事に3,800万円という今見積もりが出ているわけです。このトイレの改修も耐震に関係するんだということで、課長は我々に報告しているんです。このトイレの改修で耐震に関するということなんですけれども、具体的にほかに調書がないんです。いいですか、ちょっと時間がないので早口になります。

平成21年のときにその他の留意点ということで、コンクリートブロックは頂部取り合いが不明のため、調査の必要がありますと、これ1行だけです。これを受けて、平成23年度に、多分これは業者が通知書って出したんでしょう。だけれども、そこの部分の回答が一切ないんです。どこがどういうふうに取り合いが不明なのかという。ぜひその辺を明確にお答えください。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） 補強計画の総合評価ということで、X方向は1階に補強ブレース

を入れるということで改善されるということになっております。便所の界壁、これがコンクリートブロックの厚さが100ミリになっているんですが、これの先ほど頂部が明確でないということだったのが、調査の結果、頂部が緊結されていないため撤去し、間仕切り等に置きかえるということで、その壁は耐震上もたないという報告になっております。

そのほか、防火水槽及び外枠は撤去、直圧の上置き圧方式で消火用水槽を設置するというこの3つ、先ほどの便所の部分が全て5カ所、2階に2カ所、1階に3カ所、その5カ所の便所の界壁、周りの壁がコンクリートブロックでできている、それが頂部が緊結されていないから倒壊の危険があるということです。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 要は、こうつながっていないということですか。

○教育課長（角田 豊君） そうです。

○5番（竹淵博行君） つなげればいいんじゃないですか、こう。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） つながる構造になっていないということだと思っんです、上の材料と。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） よくわからないんです。約4,000万円の見積もりが出ているんです。

これは基本的にはトイレの改修工事ではないんですか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） 便所の改修が3,800万円ほど直接工事費でかかっているわけですが、建築関係、そのブロックの取り壊し、それから壁のつくり直し、その辺が一番大きいわけですね。二千九百数十万円。それから電気が100万円余り、機械設備関係が800万円程度というこの内訳になっております。

ですから、トイレということでなく、その壁のつくりかえが一番大きな部分です。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 壁、わからないです。壁でこんなにかかるんですか、よくわからないんですけれども。

では、今危険なんですか。例えば何かあったときに、トイレ自体がぐしゃりと崩壊するおそれがあるんですか。ちょっとその辺がわからないので、ただくっついていないと言われても。危険なんですか。危険なんですか。その辺教えてください。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） 危険だということです。

ですから、そのコンクリートブロックの壁が倒壊するということです、強い地震があった場合。そうすると、便所のほうに倒れたりするということでもあります。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 危険だったらば、何で5年間放置されているんですか。それとまた全国からお客様が来るのに、一切手をつけずにそのトイレを使わせたと。また子供たちが使っていたと。もっと問題ではないですか、危険であれば。どうなんですか、この辺。教育長、お答えください。

○議長（一場明夫君） 教育長、答弁願います。

教育長。

○教育長（小林靖能君） そのような認識はしてございましたけれども、平成26年度に中学校が統合するので、坂上中学校が校舎になる等々を勘案して現在に至ってきているという状況でございます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 時間がないので、私の質問にも時間があるので。

認識はあったけれども、要するに、来年の春にはもう中学校を小学校にするんだからいいだろうと思ったという答弁だったと思いますけれども、そんなんで本当に許されるんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 教育委員会、所管する学校も多い中で、全て早急に修理、改修等もできないというふうな中から、将来の見通し等も図りながら、苦慮しながら学校運営を進めているというところでございますので、その点は議員の皆様にも十分ご理解をいただきたいと思っております。

私どもも子供たちの教育が快適に、そしてよい教育ができるような状況をつくり出すために努力をしておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） そうですね、大変苦慮している答弁だと思います。

結果、またこの間、特に事故がなかったということで、よかったなというふうに思われるわけでございます。その辺も目先の答弁ではなくて、きちっと我々委員会なり、また議員に情報というものをつないで、そしてこういった質問が一つでもないような形をぜひ今後もと

っていつていただきたいというふうに思います。

ちょっと質問をあれします。まだ続きます。

昨年の設計のプロポーザルの際に、1億円の範囲内で提案することを求めたようでございます。なぜ、どことどこをどういうふうに改修するのかという基本的な考え方というものを発注者側が示せないのか、この辺が私はちょっと不思議に思っているんです。その辺はどなたかお答えいただけますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） プロポーザルは、提案者の案によって設計業者を選定する、随意契約をする手法でありますので、こちらから全部決まっていれば、設計をして入札をすればいいんですが、その提案を求めているわけです。ですから、業者の提案によって採点が行われて、契約業者が選定されたということでもあります。ですから、全て決まっているということではなく、専門家の提案を求めたということでもあります。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） ありがとうございます。

別に違法だとか、そんなことを言っているわけではないんです。

これからちょっと言いますが、設計の際に、要するに今回の中学校を小学校にするに当たり、階段の改修も入っているんだと思います。それは町長もおっしゃいました、教育長もおっしゃいました安心安全という中で、要するに含まれるんだと思いますけれども、基本的には既に階段の改修はしなくても、要するに基準的には問題ないんだというふうに調査した結果わかっております。これは絶対条件ではないというふうに認識しておりますが、その辺をお答えください。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） 委員長おっしゃるように、絶対的な条件ではありません。建築基準法施行令第23条によって、小学校における児童用の蹴上げ、階段の一段の高さを16センチ以下、中学校、高等学校における生徒用のもの等は18センチ以下という決まりがありました。

しかし、この政令の一部改正が昨年の7月1日にございまして、施行されて、この施行令第23条第1項に、適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件ということで、平成26年国土交通省告示第709号によりまして、階段の両側に手すりを設けたものであること、階段の踏面の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕

上げたものであること、この措置を講じた場合にあっては、小学校の蹴上げの寸法を現行の16センチメートル以下から、18センチメートル以下とすることができることとなっています。

ただ、先ほど町としますと、児童の安全を最優先して、それ以降の設計であったわけですが、結果的にその階段は改修するという方向になりました。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 時間がないようでございますけれども、こういって、中学校を小学校にするというと、あの手この手を使って、雨漏りはするは全体的に老朽化という説明をされるんだと思うんです。また違う方向で言えば、また違うようなことを言う。それはもう執行者ですから仕方がないというふうに思っておりますけれども。

実際に中学校に移転しようとするから、要するに小学校基準にすることによって多額の費用がかかるということだと思います。基本的には今の小学校では、ある意味ワンフロアですから、また廊下も非常に広く確保されているというような状況の中で、先ほどもトイレの話もありましたけれども、一千数百万円の耐震補強で基本的に済むのであれば、非常によろしいのかなというふうに思っております。

そういった中で、やはり委員会だとかそういったところで、もっときちっと、きょう答弁したことをやっぱり話してください。去年あったことというのを何で言わないんですか、委員会で。私だってこんなふうに質問したくはないんです。だからそういう意味では、やっぱり委員会を開いているんだから、きちっと答弁してほしい。もっと真面目にやりましょう、そういった意味では。

そして、今度子供のことを言いますけれども、これは町長の発言がやはり一番貴重なんだと思うんです。やはり当面は統合しないと。数年なのか、5年なのか、10年なのかわかりませんが、私が調査した結果、ここに生徒数の推移がございます。31年からはもう坂上小学校については、1桁のクラスというのがもう4クラスも出てくる。そして32年あたりからは、もう全学年が1桁になってくるという状況でございます。

そういった意味では、当面といえども非常に大事な、ですから統合しないならしないということで、きちっと修正する、計画を修正する。そういったお考えはございますか。

○議長（一場明夫君） 町長ですか。

○5番（竹渕博行君） はい。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 小学校の統合ということでございますけれども、小学生1年生から6

年生まで、年齢差の大変大きな中でございます。そういう中で統合というものも慎重に考えていかなければならないというふうに思っております。

それにつけても、この東吾妻町課題検討協議会、教育委員会の中で設置をいたしまして、今後の統合等につきまして十分にご協議をいただくということでございますので、そういうものを非常に参考といたしまして、今後さらに入念に検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 端的な質問をします。

学校課題検討委員会、これは教育長の諮問機関であるというふうに認識しておりますけれども、今年度の計画を教えてください。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 今年度、各学期に1回ということで計画を立てております。

1回が終わりましたので、2回目を2学期中に、3回目を3学期中というふうなことで考えております。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） やはりきょう質問してよかったというふうに思います。

やはり教育委員会、もっと真摯にやっぱり委員会につないでいただきたいというふうに思っております。ぱっと書類を後で見てもきちんとした説明がないと、1億円かけるものが、やっぱり一千数百万円で済むんじゃないかというふうな取り方をする可能性が十分あるんです。

そういった中で、そういったものが前提であれば、最小限の費用をつけて、そしてやっぱり各学校に、私の気持ちでありますけれども、エアコン等を設置するべきだというふうに十分に考えられるんです。

そういった意味では、やはりもっともっときちっと真摯に対応していただきたい、そういったことをきちっと申し上げるわけであります。

もう少しあると思いますけれども、やはり教育長が複式学級にならない限りはと言ったような感じがするんですけれども、やはり平成の三十二、三年には、そのような状況というのは生まれるんだと思いますが、その辺のお考えというのは、どういうふうに考えておりますか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 複式学級ということになっていく可能性はありますけれども、今年度、27年度ですけれども、郡内の小学校が15校になっているわけですから、2つの学校

でやはり複式にならざるを得ない、1つの学年が1人とか2人という学校があります。

しかし、群馬県の教育委員会では、そういう学校に常勤の講師とか非常勤の講師を充てまして、複式の解消を図っております。2つの小学校とも非常勤の方が2名ずつ配置をされまして、複式学級が2つの単学年が1つというようなところをそれぞれの各学年で授業を行っている、そう行われている1学期が済んだという状況がありますので、複式学級になったとしても、現時点での県の教育委員会の考え方ですと、複式を解消していく人員を配置をしていただけるという方向でずっと進んでくるのではないかというふうに考えておりますので、しばらくは坂上小学校も心配ないのではないかなというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 考え方はわかりました。

課長が先ほど答弁した7,000万円以上かかるんだと、そういったものもきちっと、この場において説明するのではなくて、やっぱりきちっと委員会ですてください。お願いします。そのときそのときにやっぱり聞こえてしまうんです。7,000万円以外にどれだけかかるのかと、あえて聞きませんが、やはり相当の老朽化が進んでいるんだということなんですね。確認とりますけれども、その辺きちっと説明してください。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） 先ほど申し上げましたように老朽化が進んでいます。特に49年に建てた平屋のほう、そちらのほうがよりひどいと、傷みがひどいという状況であります。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） そういった意味では、今後予算をとっておる体育館の改修というのが入ってくるんだと思います。そういったものも真摯に、議会案件ではないと思いますけれども、委員会につないでいただいて、状況報告というものを真摯に行っていただきたい。そういった中で、我々も理解をしながらきちっと承認していくというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ないですか。

なければ質問を打ち切りますが、よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 2番から10番起立、12番から13番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

もう少しで終わりますので、このまま進行させていただきます。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

◎閉会について

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） これをもって本日の会議を閉じ、平成27年第3回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時08分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 樹 下 啓 示

署名議員 山 田 信 行

署名議員 茂 木 恒 二